

天津大野木マイツニューズレター

3月号

2009年3月30日 担当:安達・宮原

企業所得税に関する若干の税務事項の連携問題に関する通知その他

2008年1月1日より実施されている企業所得税法(以下、「新税法」という)について、確定申告業務にあたり外商投資企業・外国企業所得税法及び企業所得税暫行条例(以下、「旧税法」という)との関連について明確にするため、「**企業所得税若干の税務事項の連携問題に関する通知**」(国税函【2009】98号)が公布されており、また当該通知を受けて、天津市国家税務局は2009年3月17日に「**2008年度企業所得税確定申告についての若干問題に関する補足通知**」を公表し、国税函[2009]98号でも明確にされていない事項について補足する内容になっております。また、天津地区各地の所轄税務局で2008年度企業所得税税務申告説明会が開催されております。

そこで今回は、5月31日までに企業が行うべき企業所得税の確定申告に関する税務処理につき、当該通知と説明会で得た情報を中心に、外商投資企業に関係する主なポイントをご紹介します。

I. 企業所得税若干の税務事項の連携問題に関する通知」(国税函【2009】98号)

1. 既に購入した固定資産の残存価額と減価償却年数の処理に関する問題

新税法実施前に供与した固定資産について、企業が既に旧法の規定に従い残存価額を見積もり、減価償却を計上した場合には、調整を行いません。

新税法実施後にこの種の固定資産を継続して使用する場合、残存価額を再度確定し、未償却残高について新税法上の減価償却年数からすでに計上済みの減価償却年数を除外した年数にわたり、新税法上の減価償却方法で減価償却を計算します。

新税法実施後、固定資産に確定した元の減価償却年数が、新税法規定の原則に違反していなければ継続して実施することができます。

(参考)

- 残存価額・・・旧法：取得価額の10%以上 → 新法：見積もり残存価額を合理的に確定
- 減価償却年数・・・旧法：電子設備機器・その他の車両運搬具5年
→ 新法：電子設備機器3年、その他の車両運搬具4年

2. 技術開発費の追加控除による損失の処理

企業が技術開発費を追加控除して形成された企業年度損失は、以後の年度の所得により補てんすることができますが、繰越年数は最長5年を超過してはなりません。

3. 開業費の処理

企業は経営開始の日の年度に一括して控除することができますが、新税法の長期前払費用の処理規定により処理することもできます。ただし、一度選択したら変更することはできません。

企業が新税法実施以後も償却が完了していない開業費について、上述の規定により処理することができるため、2007年末に税務上未償却である開業費について2008年度に全額減算調整が可能と思われます。

II. 2008年度企業所得税確定申告についての若干問題に関する補足通知

1. 出張旅費

経営活動に関係する出張旅費について、主管税務機関の要求に基づいた証憑書類を提出し、承認を受けた上で損金算入が可能となります。なお、真実性を証明できる合法的な資料の提出が出来ない場合には、損金不算入となります。証明資料には次のものを含まます：出張者姓名、出張先、日時、業務内容、支払伝票等

2. 車両にかかる費用

(1) 他企業から車両をリースした場合

他企業から車両をリースしたことにより発生した賃借料、合理的なガソリン代、駐車代、道路使用代、修理代（保険会社からの賠償金部分を除く）などの費用は、賃借契約または協議書および合法的な証憑を以って損金算入が可能となります。

(2) 個人から車両をリースした場合

個人から車両をリースしたことにより発生した賃借料は、賃借契約または協議書および合法証憑を以って損金算入が可能となります。ただし、使用過程で発生した賃借料以外の費用は損金不算入とされています。

(3) 従業員に支給した手当等

従業員に支給したガソリン代、通行費、駐車代、洗車代、修理費、保険費等の費用ならびに現金もしくは現物で支給した手当については、支給を受けた従業員の給与もしくは福利費（個人所得税課税対象）として処理した場合、損金算入が可能となります。給与や福利費として処理せず、営業費用、管理費等の科目に計上した場合は、損金不算入とされています。

3. 従業員宿舍賃借料

企業従業員福利費には、従業員保健衛生・生活・住宅・交通等のために支給した各種補助と非貨幣性福利を含むとされています。（国税函[2009]3号）

よって、企業が企業名義で契約した賃貸契約に係る従業員宿舍賃借料は、真実性のある賃借契約および合法証憑を以って福利費に計上することができます。

企業所得税法上、従業員福利厚生支出については、賃金給与総額の14%以内の金額について損金算入が認められています。当該損金算入限度額計算において「賃金給与総額」とは、企業が実際に支給した賃金給与合計を指し、企業の従業員福利費・従業員教育経費・公会経緯および養老保険費・医療保険費・失業保険費・工傷保健費・生育保健費等の社会保険費と住宅積立金は含みません。

III. 企業所得税確定申告説明会における情報

本年の天津市各地の国税局が開催した「2008年度確定申告に関する諸重要点説明会」の資料によると、2008年度より、外国人駐在員の子女教育費について損金不算入とする旨が明記されています。

IV. まとめ

2008年度より企業所得税が変更されたことにより、旧法における処理がどのように取り扱われるか関連通知により徐々に明確になりつつありますが、実際の確定申告にあたっては、管轄税務機関へこれらの取り扱いを再度確認の上行うようにしてください。

以上